

小牧市まちづくり推進計画審議会部会設置要綱

平成30年 月 日
30小秘第 号

(設置)

第1条 小牧市まちづくり推進計画審議会(以下「審議会」という。)の審議事項のうち、まちづくり推進計画に関する専門的事項について必要な調査及び研究を行うため、審議会に小牧市まちづくり推進計画審議会部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

名称	所掌事務
第1部会	安全・環境、産業・交流及び都市基盤に関する事項について必要な調査及び研究を行うこと。
第2部会	保健・福祉、教育・子育て及び文化・スポーツに関する事項について必要な調査及び研究を行うこと。

(組織等)

第3条 部会は、小牧市まちづくり推進計画審議会条例(平成30年小牧市条例第1号。以下「条例」という。)第4条に規定する委員(条例第5条に規定する会長(以下「会長」という。))を除く。以下「委員」という。)で組織する。

2 部会に所属する委員(以下「部会員」という。)は、会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、部会における調査及び研究の状況及び結果を会長に報告するものとする。

(解散)

第6条 各部会は、それぞれの担当分野に関する調査及び研究が終了し、前条に規定する報告を終えたときは、解散するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条の規定による全部会の解散をもって、その効力を失う。